

# 山梨県公報

第二千八百六号

平成三十年

七月九日

月 曜 日

## 目次

告示

保安林の指定の予定(三件)……………三五九

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三六〇

個人情報保護条例の施行状況……………三六〇

行政文書の開示の実施状況……………三六一

平成三十年度行政書士試験の実施……………三六二

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………三六六

人事委員会

平成三十年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………三六七

公安委員会

一般競争入札について(二件)……………三七一

## 告示

### 山梨県告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市御坂町上黒駒字中丸六二四〇(次の図に示す部分に限る。)、六二二二の一、六二二二の三、六二二五、六二二七、六二四一、字上ノ山六二八〇、六二八〇の二、六二八一、字条本六二六三の一から六二六三の六まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中丸六二四〇・六二四一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六二二二の一、六二二二の三、六二二五、六二二七、字上ノ山六二八〇、六二八〇の二、六二八一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 上野原市西原字沢入六〇〇三(次の図に示す部分に限る。)、六〇四一、六〇四二の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字沢入六〇〇三・六〇四二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。  
平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町長浜字尾崎一六五五の乙二地先・一六五五の乙三地先・一六五五の乙四地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、一六五五の乙四、一六五五の乙五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字尾崎一六五五の乙二地先・一六五五の乙三地先・一六五五の乙四地先（以上三筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 公 告

#### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成三十年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ蒲公英

2 代表者の氏名 明石泰子

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町大八田字道添三千九百十三番

4 定款に記載された目的 この法人は、北杜市及び近隣の人々に対し、安心して素材にこだわった手作りの食事を提供するコミュニティカフェを運営するとともに、高齢者や子育て世代への支援を通じて、地域を結び、助け合いの輪を広げることが目的とする。  
三 縦覧期間 平成三十年七月二日から同年八月二日まで

#### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成三十年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨水晶会議

2 代表者の氏名 宮川守

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市小瀬町三百十五番地二十六

4 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の人々に対して、山梨の旧水晶鉱山の保存及び水晶産業の継承に関する事業を行い、地域経済の発展と環境保全に寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成三十年七月二日から同年八月二日まで

#### ● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第六十六条第二項の規定により、平成二十九年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。  
平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 山梨県個人情報保護条例の施行状況

個人情報保護取扱事務の登録の件数	一、一〇四件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数	一〇、〇五二件

開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況	一〇、〇五二件
審査請求の件数	〇件
審査請求の処理状況	〇件
事業者の登録状況	八四三件
事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数	〇件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事	一三七件
教育委員会	六、三〇三件
人事委員会	三三八件
警察本部長	三、〇五五件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	八八件
公立大学法人山梨県立大学	一三一一件

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十九年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成三十年七月九日

一 行政文書の開示状況

山梨県知事 後 藤 齋

開示請求	七九二件
開示決定	合計
	全部開示決定
	一部開示決定
不開示決定	六三件
取下げ	四四件
不服申立て（審査請求）	三件
不服申立て（審査請求）に対する裁決又は決定	七件

二 実施機関別の請求の状況

知事	七〇一件
議会	二一件
教育委員会	二四件
選挙管理委員会	九件
公営企業管理者	四件
警察本部長	二一件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	四件
公立大学法人山梨県立大学	一件

山梨県土地開発公社	一件
山梨県道路公社	六件

● 平成三十年度行政書士試験の実施

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成三十年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年七月九日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日 平成30年11月11日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所 甲府市武田4-3-11 山梨大学 甲府東キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで

イ 配布場所 次の表に掲げる場所

配布場所	所在地	配布時間	備考
山梨県総務部行政経営管理課	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階	8:30~ 17:00	
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎		
峡南地域県民センター	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎		
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎		
富士・東部地域県民センター	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎		
山梨県庁別館2階 (やまなし観光推進機構)	甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階	8:30~ 17:00	土・日を含む。
山梨県行政書士会	甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館	9:00~ 17:00	

(注) 備考欄に注意書きのある場所を除いて、土曜日及び日曜日は配布を行いません。

## (2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

- ア 配布期間 平成30年7月30日(月)から同年8月24日(金)まで  
受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、平成30年7月9日(月)から同年8月24日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。
- イ 配布方法 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。
- 受験願書及び試験案内の請求先  
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで
- イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課  
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。  
※ 平成30年8月31日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

## (2) インターネットによる受験申込み

- ア 受付期間 平成30年7月30日(月)午前9時から同年8月28日(火)午後5時まで  
インターネットによる受験申込みは、同年8月28日(火)午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。  
※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし、ご確認ください。  
【ホームページのアドレス <https://gyosei-shiken.or.jp>】  
※ 受付最終日は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

## イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
- (イ) 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障害の内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成三十年七月九日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町新倉字大之辻二五八六の一	望月馨
南巨摩郡早川町新倉字保代作二六四六の内四	望月唯茂
南巨摩郡早川町早川字長知島一六〇五の内二	桂原虎治郎
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八七（次の図に示す部分に限る。）	深澤みどり
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八八（次の図に示す部分に限る。）	深澤かつよ
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三八九（次の図に示す部分に限る。）	深澤弁開
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九五（次の図に示す部分に限る。）	深澤義治
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九八の二	深沢大右エ門

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第十二百三十八号  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成三十年七月九日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町柳川字大刈二四の二	堀口孝
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の五〇、三四の五	草塩光眞、堀口勇永
一	
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の五二	依田岩嶺
南巨摩郡富士川町柳川字大刈二〇の二	依田勝
南巨摩郡富士川町柳川字打無二八の二	依田文子
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の一四	依田和徳
南巨摩郡富士川町柳川字里沢三四の一五	長田徳明



南巨摩郡富士川町柳川字打無二八の三	望月永夫
南巨摩郡富士川町柳川字桂沢一三の一	望月方治
南巨摩郡富士川町柳川字打無三〇の五	堀口秀人
南巨摩郡富士川町柳川字打無二六の八、二八の一、二八の七	堀口正子
南巨摩郡富士川町柳川字大刈二一の一	堀口静香

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百四十号  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年七月九日

- 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
- 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五五の三	松井安夫
南都留郡富士河口湖町河口字建石二三八一の二（次の図に示す部分に限る。）	株式会社ほうぜい
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五三の二、二四五五の二、二四五八の二	駒井宏樹
南都留郡富士河口湖町河口字木荒山二四五五の八、二四五八の六	石田光

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年六月一日農林水産省告示第千二百三十二号  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会

● 平成三十年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について  
 平成三十年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。  
 平成三十年七月九日

山梨県人事委員会  
 委員長 信 田 恵 三

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容等
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。 高度の知識・経験を必要とする業務を行う主事相当職又は主任相当職として採用する。

## 2 受験資格

(1) 昭和34年4月2日以降に生まれた者

(2) 山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験を5年以上（平成30年3月末現在）有する者（ただし、平成30年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者は除く。）

ア 「山梨県外に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県外に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。

- ・ 勤務していた事業所における正規雇用形態の職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していた期間は職務経験に通算することができる。
- ・ 休暇・休業・退職等のため1ヶ月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

イ 「平成30年4月1日以降、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等に勤務している者又は勤務した経験のある者」とは、山梨県内に登記簿上の本店を置く民間企業等や山梨県内に本庁所在地を置く公的機関等における正規雇用形態の職員として勤務している者又は勤務した経験のある者であって、アルバイトやパートタイム形態で勤務している者を除く。

ウ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練を含む。）に1年以上継続して参加した期間は含むことができる。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験案内掲載日、受付期間、受付時間及び受付方法

- (1) 試験案内掲載日（山梨県ホームページ/職員採用サイトに掲載）  
平成30年7月13日（金）
- (2) 受付期間  
・平成30年8月9日（木）から平成30年8月31日（金）まで  
・平成30年8月31日（金）は、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間  
期間中、常時受付
- (4) 受付方法  
インターネットによるものとする。

## 4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成30年9月16日（日） （受付時間）午前8時30分から 午前8時50分まで	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	平成30年10月14日（日）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
	平成30年10月27日（土）又は平成 30年10月28日（日）のいずれか指 定する1日	山梨県立大学 池田キャンパス （甲府市池田一丁目6-1）

## 5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 〔試験時間120分〕	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校程度から大学卒業程度の難度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 【出題分野】 知識分野 （時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題） 知能分野 （文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）
第2次試験	人物試験	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
		社会性、貢献度、指導性等について、集団討論を行う。
		表現力、積極性、創造性等について、個別面接(2回)を行う。

論文試験 〔試験時間90分〕	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は、活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。
- ※ 集団討論及び論文試験の課題は、試験日の前日までに人事委員会事務局において決定する。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順位に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成30年9月28日（金）
- イ 最終合格者発表 平成30年11月5日（月）

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページ／職員採用サイトにも掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、例えば、30歳で民間企業等の職務経験が8年である場合、234,900円程度となる。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

- (1) 人物試験集団討論及び論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページ／職員採用サイトに掲載するとともに、山梨県県民情報センターにおいて閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 詳細は、「平成30年度山梨県（U・Iターン型）民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

## 公安委員会

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年七月九日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

### 一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 運転免許ファイリング県間通信装置 一式
  - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 借入期間 平成三十一年二月一日から平成三十六年一月三十一日まで
  - 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
- 3 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
  - （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
  - （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
- （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

### 四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五―二八五―〇五三三
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年八月一日（水）までの山梨県の休日（以下「県

の休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(八月一日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年八月二十一日(火)午前十一時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年八月二十日(月)午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当(郵便番号四〇〇一〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百九十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であって、規則第二百七十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年八月十三日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(八月十三日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課 電話〇五五―二八五―〇五三三

※ Summary

1 Required goods and quantity of the products to be procured: Inter-Prefectural Transmission and Reception Computer System for Drivers License File Date, Iset

2 Date and time for tender: 11:00AM August 21, 2018

3 Bureau in charge: License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 825 Shinotakasuma, Minami-Alps, Yamanashi, 400-0202 Japan TEL 055-285-0533

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年七月九日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 地図ライセンス 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十年十月一日から平成三十五年九月三十日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部生活安全全部通信指令課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

#### 四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年七月二十七日（金）までの山梨県の休日（以下「休日の日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年八月二十四日（金）午後二時 山梨県防災新館二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年八月二十三日（木）午後四時までに山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九條各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年八月十日（金）までの間（県の休日を除く。）午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- 5 契約書作成の要否 要
- 6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつたときは、当該契約を変更し、又は解除することができる。
- 7 その他
  - (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
  - (二) 詳細は、入札説明書による。
  - (三) 問合わせ先 山梨県警察本部生活安全部通信指令課（電話〇五五―二二一―〇一一〇）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Software Licences for Yamanaishi Prefectural Police Information Network. Iset
- 2 Date and time for tender: 2:00PM August 24, 2018
- 3 Bureau in charge: Communication Command Division, Community Safety

Department, Yamanaishi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu  
Yamanaishi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110